

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法施行規則案新旧対照条文

目次

○ 社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省・労働省令第一号） ..... 1

○ 社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省・労働省令第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表（第一条関係） 一～四十五の八</p> <p>四十五の九 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置 法（平成二十六年法律第百三十七号）に係る申請等 第十一条の報告 以外の申請等 四十五～五十六</p>	<p>別表（第一条関係） 一～四十五の八 （新設） 四十六～五十六</p>